

# 平成28年第11回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成28年11月16日(水)  
午後2時58分～午後4時30分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員 教 育 長 吉 原 孝  
教育長職務代理 三 宅 義 雅  
委 員 山 崎 裕 行  
委 員 田 中 保 和  
委 員 近 藤 温 子
4. 出席した職員 教 育 部 長 尾 野 晋 一  
教 育 監 三 浦 正  
次長兼教育総務課長 中 川 拓 也  
次長兼社会教育課長 石 垣 好 啓  
文 化 財 課 長 桑 野 一 幸  
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 一 松 孝 博  
公 民 館 長 酒 谷 敬 三 郎  
図 書 館 長 岩 佐 昌 史  
学 務 課 長 松 田 成 史  
指 導 課 長 野 間 浩 一  
こ ども 未 来 部 長 己 波 敬 子  
こ ども 未 来 部 次 長 小 林 由 幸  
事 務 局 教 育 総 務 課 寺 川 款  
事 務 局 教 育 総 務 課 大 畑 嘉 平
5. 議事案件  
議案第39号 審査請求の対する裁決について  
議案第40号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
6. 報告事項 他

## 7. 会議録の承認及び会議の要旨

吉原教育長： ただ今より、平成28年第11回定例教育委員会会議を開催いたします。

本日の会議録署名については、近藤 温子 委員、よろしくお願ひいたします。初めに、平成28年第10回定例教育委員会会議録及び平成28年第2回臨時教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気付きの点がございましたらお願ひいたします。

委員全員： (意見・異議等なし)

吉原教育長： それでは、平成28年第2回臨時教育委員会会議録及び平成28年第10回定例教育委員会会議録は承認することといたします。

田中委員： 前回の教育委員会議で確認をお願いしました、(柏原市立学校園教職員人事基本方針にある)「大阪府教育委員会」を「大阪府教育庁」に全て変更する必要があるかどうかについてはいかがでしたか。

吉原教育長： 本日の議事終了後の報告事項に予定していたところですが、担当からお願ひします。

松田課長： 委員にご指摘をいただきまして、確認をさせていただきましたところ、全てにおいて「大阪府教育委員会」でよいという事でした。ありがとうございました。

吉原教育長： 制度そのものが変わったのではなく、府の教育委員会事務局の呼称が教育庁になっただけですね。それでは、教育長の職務代理者の指名を行います。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」との規定がございます。これにより、教育長職務代理者につきましては、私の方から指名させていただくことになっております。教育長職務代理者には、三宅委員を指名させていただきたいと思いますが、何かご意見はございますか。

委員全員： (意見・異議等なし)

吉原教育長： それでは三宅委員、よろしくお願ひいたします。では、本日の議事に入ります。本日の議案は2件ございます。「議案第39号 審査請求に対する裁決について」の審議につきましては、審議資料に所得など個人の情報に関わるものが多数含まれることから、非公開にて審議したいと思いますが、各委員におかれましてはご異議等ございますか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは、「議案第39号 審査請求に対する裁決について」は、非公開とし、教育委員会と事務局の学務課とで審議することにいたします。続いて、「議案第40号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」事務局、松田学務課長より説明します。

松田課長： 2ページをご覧ください。「議案第40号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」「柏原市立学校の

府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部について、次のとおり改正する。」でございます。主に4ページの新旧対照表を見ていただければよろしいかと思えます。柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正します。第2条の2、条文中「小学校就学の始期に達しない子を育てる職員又は被介護人のある職員が当該子を保育所等へ送迎するため又は当該被介護人の介護のために」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由により」に改正いたします。そして、同条中「勤務時間を割り振るものとする。」の次に「1 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の保育所等への養育 2 小学校、義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎 3 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護」を加えるものでございます。この規則は、平成28年9月1日から施行するというところでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

吉原教育長： ただ今、担当課から説明がありました。ご質問等はございますか。

田中委員： 意味が分かりにくいです。具体的にどこがどう変わったのでしょうか。

松田課長： 新旧対照表でございますが、改正前はそれぞれの職員区分について記載していませんでしたが、改正後は、職員の区分を3つに分けて、それぞれについて記載しております。第1項の「小学校就学の始期に達していない子のある職員」につきましては、当該子の保育所等への養育のために、早出・遅出の勤務を認めるというものでございます。第2項の「小学校、義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員」につきましては、当該子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎を認めるというものでございます。第3項の「条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員」につきましては、当該被介護人の介護をするための、早出・遅出勤務を認めるというものでございます。以上でございます。

三宅委員： 文章を1項、2項、3項と明確にしたという事ですね。

吉原教育長： それもありますが、今までは「小学校就学の始期に達しない子ども」と非常に限定された部分と、要介護の部分しか記述がなかったのですが、就学前に加えて、小学校・義務教育学校の前期課程の6年間と、第3項で介護についての規定を条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員と明確にしたものです。

田中委員： 今までは、第3項の条例に定める条例第8条第5項はあったのですか。

吉原教育長： ありませんでした。運用上、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条項を受けてはいましたが、今回、その部分を明確にしたという事です。

田中委員： これは府の条例ですね。

吉原教育長： 大阪府の条例です。

山崎委員： 府条例なので、文言の整理はしてあると思うのですが、改正後の第1項に、「保育所等への養育」とあります。改正前は「保育所等への送迎」でした。この

「養育」という文言が、私はどうかと思うのですが。それから、改正後の第2項に「施設等への送迎」とありますが、おそらく送ることは無理でしょう。迎えとなるように感じますが、府でされていることですから、問題は無いのでしょうか、少し気になりました。それと、附則に9月1日施行とありますが、担任をしている人は無理ですよね。年度途中から始まったとしても、実際に利用する方はおられないのかなと思いますが、これに当てはまる人はどういう人でしょうか。又、利用している人はあるのですか。

松田課長： 早出・遅出の制度については従前からございますので、4月当初からの利用者はありますが、新たに利用する者はございません。続きまして、送迎と養育について申し上げます。改正前には、送迎に限った適用でしたが、改正後は、それ以外の養育という、もう少し広い範囲の適用を認めるということです。

田中委員： 向こう（保育所等）で居るということですね。

吉原教育長： 向こう（保育所等）に少し滞在してから、出勤することも容認すると。

三宅委員： 送迎以外に、ですね。

吉原教育長： 附則の、9月1日から施行するというのは意味があるのですか。

尾野部長： 本来でしたら、府の改正に合わせて提案し、改正するものでした。おっしゃるように、8月にはお諮りして9月から施行の運びとするものでした。

山崎委員： 実際の運用は4月1日からということでしょうか。

尾野部長： 松田課長、本件の改正は、4月1日ではありませんね。

松田課長： はい。年度途中の改正です。

吉原教育長： 実際のところ、府の改正に伴って、取得を希望する教員はいませんね。

松田課長： ございません。

吉原教育長： 他に何かご意見・ご質問はございますか。

田中委員： 条例第8条第5項については、欄外に参考として記載して頂けたら分かりやすいですね。

尾野部長： 今後の説明資料に反映します。

吉原教育長： 他に何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員： （意見・質問等なし）

吉原教育長： ご質問等がないようですので、議案第40号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： （異議なし）

吉原教育長： それでは議案第40号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、原案どおり承認することといたします。本日の議事案件はこの場では以上です。続きまして、報告事項に移ります。事務局からあればお願いします。

中川次長： 教育総務課から、国分中学校グラウンド整備用地取得事業の進捗状況及び今後の予定について報告させていただきます。この事業は、国分中学校南側に隣接する（株）ジェイテクト社宅跡地を取得し、グラウンドとして整備する事業でございます。既に第7回教育委員会議でご説明、ご承認いただいております。その後、9月の第3回定例市議会において、債務負担行為の補正予算を提案し、承認いただきましたので、現在土地開発公社とジェイテクト様の間で用地取得に向けた交渉が行われている状況となっております。今後の予定としましては、取得価格等について一定交渉がまとまれば、11月22日に開催が予定されている土地開発公社役員会で諮られることとなります。その後、購入予定額等を示したうえで、早ければ12月議会で土地取得に関する議案を提出させていただく予定となっております。以上、報告でございます。

吉原教育長： この件について、ご質問等ございますか。

田中委員： その価格が決まった時点で臨時の教育委員会会議という事になりますか。

吉原教育長： 当初、そのことも議論したのですが、土地購入に関わって教育部から12月の定例議会に議案として挙げるのは、用地取得ということだけです。これについては、7月の教育委員会議で審議を終えておりますので、臨時会の必要はないかと。

三宅委員： 臨時会はなしということですね。

吉原教育長： 土地開発公社の役員会を経れば、既に7月で議論しておりますので、それをもって、12月議会に議案として提出します。

田中委員： 分かりました。

吉原教育長： それでは、この案件はよろしいでしょうか。

田中委員： はい。

吉原教育長： それでは、他に報告事項はございますか。

松田課長： 学務課からご報告申し上げます。スクールバス運営費を保護者に一部負担を求める件についての報告でございます。堅上小学校に通う特認児童の通学につきまして、平成27年6月から国の交付金が出ておりましたが、平成28年度からは交付金が無くなり、全額市の負担で運営しております。しかしながら、行財政改革の一環として、平成30年度からの有料化を実施するように指示がありました。教育委員会では、平成30年度からスクールバスを利用している特認児童の保護者に一定の負担を求めることとしております。柏原市立小規模特認校設置要綱には、「特認児童の通学は、保護者の負担と責任において行い、原則として市内循環バスを除く公共交通機関を利用すること」と規定されています。また「やむを得ずスクールバスを利用する場合は、当該小規模校と教育委員会で定めた取り決めに従う事」とありますので、今後、保護者の一部負担を求めていくものです。

吉原教育長： 市全体の行財政の会議で一定そのような方向性が示されました。平成30年度からの実施ということですから、市議会への議案は来年度の定例会へ諮るこ

とになります。ただ、今すでに特認校で（スクールバスを）利用されている保護者の方々には、出来るだけ早い段階で情報をお伝えして、それを踏まえた上で、特認校に通っていただくと。当然、自力といたしますか、電車で来て歩いたり、親御さんが送迎しておられる児童もごございますので、一定、公平感がありますので、全額とはいかないまでも、負担できる範囲でお支払いただこうと。お金をかけて通っている児童と、無料のバスで通っている児童の公平感ということであれば、この際に見直して行く事は行財政改革の一つかと思えます。

山崎委員：一部有料化ということですが、有料にすべきですね。私は（学校勤務が）堅上で終わったのですが、不公平とは感じていました。あれから随分と経ちましたが、スクールバスを利用されているのは横尾の子どもたちもですか。

松田課長：横尾の子どもたちもです。

山崎委員：では、横尾の子どもたちと、高井田の駅と国分の駅から乗ってくる子どもたちが利用しているということですか。

松田課長：はい。そうです。

山崎委員：それ以外はありませんね。

松田課長：青谷に停留所はございますが、乗る子どもはありません。あとは青山台です。

山崎委員：ああ、でしたら以前と同じですね。

田中委員：どのくらいの負担になりますか。

尾野部長：他市でよくありますのが、定額制です。ただ、夏休みがございまして、概ね10カ月分の負担となるのではないかなと。あまり他市と乖離の無い定額で、保護者の方々にご理解をいただける範囲で考えて行きたいです。手続き上のことですが、条例を制定するのか、規則とするのかはこれからなのですが、当然、条例となりましたら議会の議決が要りますので、そのあたりも踏まえて進めていきます。ただ、定額的な負担とは考えております。

田中委員：他市にいくつか例があるのですか。

尾野部長：そうです。ただ、有料化している市は、市内循環バスに準じているところが多いので、少し私共とは違いますが、定額が一般的な様です。

山崎委員：小規模特認校を取り入れた時に、担当させてもらったのですが、その時に府下で2カ所がやっぴやして、3つめが柏原でした。その時には、近鉄バスが走っていました。それに子どもたちは有料で、自分で支払って通学してもらったつもりでしたが、廃止になったのでやむを得ず市内循環バスを利用させてもらうことになりました。他の所も自分で負担して通うことになっていました。やはり、柏原市でも計画では受益者負担してもらおうということで、当時から思っていました。小規模特認校がスタートした時はそういう状況であったと覚えておいて下さい。

吉原教育長：他に何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員 : (意見・質問等なし)

吉原教育長: それでは、他に報告事項はございますか。

各課 : (報告事項なし)

吉原教育長: 報告事項は終わりました。その他、教育委員の皆様から、何かお気づきの点やお聞きになりたい事項はございますか。

近藤委員 : はい。先日の教育月間全体会議では、防災を含めた震災の話があり、前日には現地で体験された教員のお話しをお伺いして、防災教育や体験談の大切さを感じたのですが、先日、鳥取の地震があってこの辺りも揺れましたが、学校はどうだったか子どもに聞いてみましたら、「結構揺れたよ。」とっていました。また、体育館にいた女子生徒の中には怖くて涙ぐんでいる子もいたということです。あの日は、携帯電話の地震速報が鳴ったので、揺れる心構えができましたが、学校では地震速報が鳴らないです。教室には携帯電話は必要ないとなっていますが、幼稚園や低学年の児童などは警報の後に教師から「揺れるかもね。」と声をかけるだけで安心することもあると思います。その様なことも考えてみたらどうかと思います。校内でも校舎と体育館で揺れ具合が違ったようですので、教師の方には揺れやすい場所など伝えて行って下さったらと思いました。

吉原教育長: エリアメールとかは学校現場はどうなっていますか。

野間課長 : 現在、子どもにはスマートフォン及び携帯電話は持込禁止としております。子どもに禁止していますので、教員が教室に持込むということもしていません。緊急を要する大揺れは教員が即時対応しなくてはならないと思いますが、そうでない場合の指示系統は一本が良いと考えます。例えば職員室から一斉指示を出すことが望ましいのではないかと思います。ただ、エリアメールも普及しておりますので、今後の取扱いを検討しなければならないと考えます。

吉原教育長: 鳥取地震はここ(教育センター)に居てそれほど揺れた実感はなかったのですが、エリアメールは(携帯電話を)サイレントにしても鳴りました。これは何のために鳴るかということです。今すぐ机の下に入りなさいと危険を知らせる意味であれば、教師だけは持って授業をしたら良いと思いますね。校長や教頭がマイクのスイッチを入れた途端に揺れが来たら意味がありません。揺れる前に来る意味があるのなら、やはりクラスごとの教師だけは持てば良いと思います。もちろん、授業中に見たらだめですが、危機管理上必要じゃないかと感じました。この辺りも含めて検討していただきたいですし、いつ来てもおかしくない中なので、実施するならば速やかにお願います。

三宅委員 : 個人の物はよくないでしょうが、非常用に用意出来たらいいですね。個人の携帯を持ち込んで、それを鳴らすことは良くないですね。

吉原教育長: 新たな経費がかかりますけどね。

田中委員 : 体育時は運動しますから持って行けないでしょうね。

吉原教育長： 例えば、エリアメールが校内放送に直結して即放送が流れるとか。

尾野部長： 近藤委員ご指摘のように、学校によって対応がまちまちでした。この辺りは学校としての対応になりまして、一概に同じ対応を求められないのですが、対応が違う点については説明責任があります。これは指導課の方で学校現場はどうか調査して、対応について確認の上、通達等で周知するなど検討します。

吉原教育長： 先日の揺れでしたら、柏原には多分被害はなかったのでしょうか、強弱に関わらず鳴ったら、命に係わる事ですから。

尾野部長： 緊急情報がどのくらいのレベルで発せられるのか、細かくは分かりませんが、そのあたりを学校現場と我々も認識をして、「通報が来るという事は緊急事態だ」という事を子どもたちに知らせて、安全確保してもらおうという対応が必要ですね。

吉原教育長： 発令の基準が分かりませんが、市長もおっしゃっていましたが、避難勧告は無駄になっても、安全のために早めに出すということです。数分仕事が中断することを疎むことなく、安全確保に努めて下さい。こちらは検討課題と言うことでお願いいたしますので、近藤委員、よろしいですか。

近藤委員： はい。

吉原教育長： 以上のようなので、次月の予定を確認いたします。平成28年第12回の定例教育委員会会議については、12月22日(金)午後4時00分からの開催といたしますが、よろしいですか。

委員全員： (了承)

吉原教育長： 続きまして、平成29年第1回の定例教育委員会会議の予定をしておきたいと思います。各委員、ご確認をお願いします。

委員全員： (日程調整)

吉原教育長： それでは、第1回の定例教育委員会会議は、1月24日(火)午後3時00分から(第12回の進行状況を受けての時間変更あり)の開催予定といたします。

委員全員： (了承)

吉原教育長： それでは、ここで一旦休憩とさせていただきます、再開後に「議案第39号 審査請求に対する裁決について」審議いたします。再開は10分後の3時55分からの再開とします。

#### 【暫時休憩】

吉原教育長： それでは、教育委員会会議を再開いたします。「議案第39号 審査請求に対する裁決について」事務局・北井参事から、説明させていただきます。

北井参事： (案件について説明)

吉原教育長： ご意見・ご質問はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)



吉原教育長： ご質問等がないようですので、「議案第39号 審査請求に対する裁決について」原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： （異議なし）

吉原教育長： それでは「議案第39号 審査請求に対する裁決について」、原案どおり承認することといたします。以上をもちまして、平成28年第11回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年11月16日

柏原市教育委員